

令和 9 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(危機管理関連)

令和 8 年 7 月

大 阪 府

目 次

I. 災害・危機管理対応力の強化

- 1. 消防力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 災害時の通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 災害時の応援派遣に係る負担軽減・・・・・・・・ 1

II. 地域防災力の向上

- 1. 市町村の実情を踏まえたスフィア基準の運用・・・・・・・・ 1
- 2. 被災者支援のDX化推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 感震ブレーカーの設置促進・・・・・・・・・・・・・・ 2

III. 安全なまちづくりの推進

- 1. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの支援充実・・ 2
- 2. 犯罪被害者等早期援助団体支援の充実強化・・・・・・・・ 2
- 3. 特殊詐欺対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

※要望文中の下線部については、「令和9年度 国の施策並びに予算に関する最重点
提案・要望（令和8年6月）」においても記載している内容です。

令和9年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (危機管理関連)

日頃から、大阪府の防災・危機管理行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

政府において災害対応の司令塔となる「防災庁」の設置に向けた検討が進められている中、高い確率で発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害への備えは、喫緊の課題となっています。

大阪府においても、消防の広域化や、災害時に備えた情報通信基盤の整備、受援・応援計画の実行性向上など、災害・危機管理対応力の強化に向けた取組を進めています。

また、市町村の現場対応を支援するため、避難所のQOL向上や効率的な避難所運営システムの構築等を推進するとともに、感震ブレーカーの普及啓発など、地域防災力の向上に資する取組を進めています。

加えて、災害対応にとどまらず、犯罪被害者等支援の充実や特殊詐欺対策など、府民の生命・身体及び財産を守る取組を総合的に推進することが重要です。

「第5次犯罪被害者等基本計画」が策定されるとともに、特殊詐欺被害が依然として深刻な状況にある中、大阪府では、犯罪被害者等支援コーディネーターの配置など支援体制の充実を図るほか、幅広い世代に向けた啓発を行うなど、安全なまちづくりに資する取組を進めています。

しかしながら、制度面・財政面において多くの課題を抱えており、これら取組を着実に推進するためには、国による更なる支援が不可欠です。

令和9年度の国家予算編成に当たりましては、これらの趣旨を十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

I. 災害・危機管理対応力の強化

1. 消防力の強化

- 大阪の消防が、大規模災害時には、西日本はもとより全国の中心的な役割を担うことを明確化し、特別な消防部隊の整備・維持や広域活動拠点施設の整備等、消防力の強化のために必要な財源措置を講じること。
- 消防力の強化につながる広域化を強力に進められるよう、通信指令台の共同整備を進めるための財政支援の拡充などを行うこと。

2. 災害時の通信手段の確保

- 大規模災害時に、災害対策本部をはじめとする災害対応の拠点となる施設等の通信を確保するため、携帯電話基地局強靱化対策事業の予算規模を拡大し、自治体の負担を軽減するための財政措置を講じること。

3. 災害時の応援派遣に係る負担軽減

- 災害時の応援派遣について、住家被害認定調査・罹災証明書交付事務等を災害救助法の対象とするなど、被災自治体・応援自治体双方に過度な財政負担が生じないように十分な財政措置を講じること。

II. 地域防災力の向上

1. 市町村の実情を踏まえたスフィア基準の運用

- スフィア基準に適応した救援物資等を市町村が備蓄する際の費用負担が軽減されるよう、十分な財政措置を講じること。
- 救援物資の保管場所の整備が行えるよう、財政措置を講じること。
- 市町村で調達・保管できないものについては、国のプッシュ型支援や流通備蓄等による調達により対応できるよう、国の考え方を示すこと。
- 1人当たりの居住スペースなど、大都市においては避難者数が多く避難場所の確保にも苦慮していることから、地域の実情に応じたきめ細やかな運用方針を示すとともに、各自治体における好事例を取りまとめ、広く全国へ周知されたい。

2. 被災者支援のDX化推進

- マイナンバーカード等のデジタル技術を活用し、被災者情報の迅速な把握や的確な支援及び都道府県域を越えた情報共有が可能な被災者情報システムを整備することが不可欠であり、国が主導してシステムを早急に整備すること。
- 国が整備するまでの間に自治体が導入する被災者情報システムに関して、整備費用のみならず維持費用についても財政措置の対象とし、自治体の負担軽減を図るとともに、国の統一システム構築時には、既存の自治体システムとの情報連携に支障が生じないよう連携を確保すること。

3. 感震ブレーカーの設置促進

- 感震ブレーカーの設置補助については、現在危険密集市街地に限定されているが、特に都心部においては、対象地域を限定しないよう制度の拡充を図ること。
- 感震ブレーカーの設置を推進していくためには、併せて、感震ブレーカーの有効性等を広く周知していくことが必要となることから、普及啓発の経費に係る補助制度の創設を図ること。
- 感震ブレーカーの効果を発揮するためには、全戸設置が不可欠であることから、住宅用火災警報器の設置と同様に、法制化も含め設置を義務づけるための取組を推進すること。

III. 安全なまちづくりの推進

1. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの支援充実

- 性犯罪・性暴力被害者への医療費等公費負担について、内閣府の「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）」の交付率（3分の1）を、被害者相談支援運営・機能強化等事業と同じ2分の1とすること。
- 被害者にとって切れ目のない支援がなされるよう、内閣府と警察庁が所管するそれぞれの医療費公費負担制度について整理すること。

2. 犯罪被害者等早期援助団体支援の充実強化

- 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき指定されている「犯罪被害者等早期援助団体」が、犯罪認知件数や相談・支援件数等が増加している状況でも充実した体制の下で安定的に活動を行えるよう、早期援助団体への補助金の増額など必要かつ十分な財政措置を講じること。

3. 特殊詐欺対策の推進

- 全国的に急増するニセ警察詐欺は、SNS やインターネットバンキングが悪用されていることから、政府広告や SNS 等を活用したインフィード広告（※）による注意喚起のほか、インターネットバンキングによる振り込み等について、金融機関とも連携し、振込限度額の低額設定や振込時の警告表示など、効果的な被害防止対策を実施すること。（※）通常の記事・投稿と似た形式で表示され、自然に閲覧されやすい広告
- 特殊詐欺の最初の連絡は、固定電話に入ることも多いことから、通話録音や防犯機能があり、固定電話に取り付けできる特殊詐欺対策機器の設置促進に向け、機器の購入や貸出等を行う市町村に対する補助を拡大できるよう、国としても必要な財源措置を講じること。